

岡山県内の延喜式内社

No.	社格	神社名	鎮座地	旧国名	旧郡名
1	小	形部神社	真庭市社 1272	美作国	大庭郡
2	小	佐波良神社	〃	美作国	大庭郡
3	小	壹粟神社	真庭市社 654	美作国	大庭郡
4	小	久刀神社	〃	美作国	大庭郡
5	小	菟上神社	〃	美作国	大庭郡
6	小	長田神社	〃	美作国	大庭郡
7	小	横見神社	真庭市社 758	美作国	大庭郡
8	小	高野神社 (論社)	津山市二宮 601	美作国	苫東郡
9	名神大	中山神社	津山市一宮 695	美作国	苫東郡
10	小	天石門別神社	美作市滝宮 89	美作国	英多郡
11	小	美和神社	瀬戸内市長船町東須恵 1064	備前国	邑久郡
12	小	片山日子神社	瀬戸内市長船町土師 799	備前国	邑久郡
13	名神大	安仁神社	岡山市東区西大寺一宮 895	備前国	邑久郡
14	小	鴨神社	赤磐市仁堀西 678	備前国	赤坂郡
15	小	宗形神社	赤磐市是里 3235	備前国	赤坂郡
16	小	石上布都魂神社	赤磐市石上 1448	備前国	赤坂郡
17	小	布勢神社	赤磐市仁堀西 1027	備前国	赤坂郡
18	小	神根神社	備前市吉永町神根本 1147	備前国	和気郡
19	小	大神神社	岡山市中区四御神 381	備前国	上道郡
20	小	石門別神社	岡山市北区奥田南町 4-48	備前国	御野郡
21	小	尾針神社	岡山市北区京山 2-2-2	備前国	御野郡
22	小	天神社	岡山市北区三野本町 2-1	備前国	御野郡
23	小	伊勢神社	岡山市北区番町 2-11-20	備前国	御野郡
24	小	天計神社	岡山市北区中井町 1-5	備前国	御野郡
25	小	國神社	岡山市北区三門中町 5-1	備前国	御野郡
26	小	石門別神社	岡山市北区大供表町 3-30	備前国	御野郡
27	小	尾治針名真若比咩神社	岡山市北区津島本町 20-8	備前国	御野郡
28	小	鴨神社	加賀郡吉備中央町上加茂 471	備前国	津高郡
29	小	宗形神社	岡山市北区大窪 193	備前国	津高郡
30	小	鴨神社	玉野市長尾 1173・1174	備前国	児嶋郡
31	小	田土浦坐神社	倉敷市下津井田之浦 1-15-30	備前国	児嶋郡
32	小	百射山神社	総社市三輪 1347	備中国	窪屋郡
33	小	足高神社	倉敷市笹沖 1033	備中国	窪屋郡
34	小	菅生神社	倉敷市祐安 1993	備中国	窪屋郡
35	小	古郡神社	総社市総社 2405	備中国	賀夜郡
36	小	野俣神社	総社市総社 2-18-1	備中国	賀夜郡
37	小	鼓神社	岡山市北区上高田 3628	備中国	賀夜郡
38	名神大	吉備津神社	岡山市北区吉備津 931	備中国	賀夜郡
39	小	石疊神社	総社市秦 3995	備中国	下道郡
40	小	神神社	総社市八代 918	備中国	下道郡
41	小	麻佐岐神社	総社市秦 4035	備中国	下道郡
42	小	横田神社	総社市久代 3632	備中国	下道郡
43	小	穴門山神社 (論社)	高梁市川上町高山市 1035	備中国	下道郡
44	小	在田神社	笠岡市有田 2270	備中国	小田郡
45	小	神島神社	笠岡市神島外浦 1706	備中国	小田郡
46	小	鷯江神社	小田郡矢掛町西川面 1334	備中国	小田郡
47	小	足次神社	井原市西江原町 44	備中国	後月郡
48	小	日咩坂鐘乳穴神社	新見市豊永赤馬 6352	備中国	英賀郡
49	小	井戸鐘乳穴神社	真庭市上水田 8425	備中国	英賀郡

論社

延喜式内社の社名や祭神、鎮座地が変更されていたり、他の神社に合祀されていたり、また、一度荒廃した後に復興されたりした場合、式内社の後裔と目される神社が複数になることがあり、ど

ちらか特定出来ない場合それぞれの神社を論社と

- 8 高野神社の論社は高野神社 (津山市高野本郷一〇一―二)
- 36 野俣神社は總社宮 (総社市総社二一八―二) 境内神社の沼田神社。

- 43 穴門山神社の論社は穴門山神社 (倉敷市真備町妹八―九五)
- 44 在田神社は八幡神社 (笠岡市有田二二七〇) に名称変更。

戦後の神社

神社神道は、肇国以来わが日本の国土において、日本民族とともに発展してきた民族固有の信仰である。そのために国民にとっては勿論のこと、広く国家、社会にとつても常に神社はその精神的支柱としての地位を確保し続けてきた。

明治以降「神社は宗教として取り扱わない」という特別な地位に置かれ、長い歴史を背景とする伝統は、十二分に尊重された。

皇紀二六〇〇年にあたる昭和十五年には、全国十万余の神社を総括する官庁として、従前の内務省神社局が拡大昇格して神祇院となり、全国の諸神社の神威はなお一層高揚された。しかし、昭和二十年八月十五日、終戦の詔書を拝した国民は、今後の日本がどうなるのか憂慮深いものがあつた。

同八月十五日、神祇院では「大東亜戦争終結に伴う神職奉務に関する件」の通牒を各知事に発し、占領軍の上陸に備えて、各神社奉護の方法を指示した。

同八月三十日、マッカーサー元帥が進駐し、同九月二日ミズーリ艦上において降伏文書の調印が行われると、ただちに占領政策遂行のために、連合軍最高司令部 (GHQ) が東京に置かれた。



昭和 62 年明治神宮北参道入り口に建設、移転した神社本庁

GHQには内部機構として民間情報部があり、その下に宗務課が置かれ、バンス博士が課長として宗教一般の監督にあつた。

同九月十四日には、刀剣所持の禁令が発せられ、明治政府の廃刀令や豊臣秀吉が行った刀狩り以上に厳しく、刃渡り三寸以上の刀剣が対象となつた。そのため、神社所有の数々の名刀が持ち去られた。

同十月四日、GHQから「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の件」の覚書が発せられ、米内務省の神社神道に対する特権

廃止の意向が伝えられた。神祇院はこの意向を受け、GHQに対し「神社は国家、国民道徳の淵源をなすものであり、宗教として取り扱われるべきものではない。」と説明交渉を繰り返した。

一方、神社界においては、大日本神祇会 (全国神職会)、皇典講究所 (神道の研究、教育を行つた機関)、神宮奉斎会 (伊勢神宮の崇敬団体) が、ポツダム宣言でいう「宗教の自由」の意図を見抜き、神社に縁故の深い吉田茂、宮地直一氏らと交え、神祇院と対策を練つた。

これら三団体は、「神社は近く民間団体にされるであろうが、神社は古来から民衆の信仰によつて維持されてきたので、存続は可能」との意向であつた。しかし、国家管理から離された神社を維持するには民間組織が必要になり、「神社連盟」を組織する案が出された。

同十一月十三日、新団体設立準備協議会が開催され、新団体は教団ではなく、公益法人にする事になり、名称を仮称で神祇庁とした。

翌日、吉田茂が「神祇庁 (仮称) 設立趣意書」を携えて、神祇院、宮内省、終戦連絡中央事務局を訪問して、これまでの状況報告を行い、内務省において、新団体結成の記者会見を行った。

翌日の新聞で、一般国民は初めて神社は、今後国家の手を離れて、民間の氏子、崇敬者によつて維持される事を知らされた。

同十一月二十七日、第一回神祇庁設立準備委員会が大日本神祇会館で開催され、神社の危急